

一般社団法人埼玉県警備業協会定款

施行 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人埼玉県警備業協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を川越市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、警備業務の実施の適正を確保して、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する研修並びに調査研究
- (2) 法令等の規定に基づく講習等の受託事業
- (3) 警備業者及び警備員等に対する教育訓練
- (4) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業従事者の労働災害事故の防止活動
- (6) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (7) ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動
- (8) 警備技術及び警備用資機材等警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (9) 関係行政機関等と連携した地域安全活動に対する協力、支援活動
- (10) 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力、支援活動
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(全警協への加入)

第 5 条 この法人は、第 3 条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次に掲げる要件のすべてを満たした個人又は法人

(ア) 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から警備業法第 4 条に規定する認定を受け、又は公安委員会に同法第 9 条に規定する届出書を提出しているもの。

(イ) 第 3 条、第 4 条及び第 5 条に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助する個人又は法人でこの法人に入会したもの。

(入 会)

第 7 条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出して行い、理事会の承認を得なければならない。

2 前項のほか入会の手続き等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(入会金及び会費)

第 8 条 前条第 1 項の規定により入会が認められたものは、遅滞なく入会金を納入するとともに、会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。

3 この法人の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により、会員から臨時に会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(退 会)

第 9 条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、行う。

2 前項のほか退会の手続き等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、一般法人法に定める手続きに従い、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって除名することができるものとする。

(1) この法人の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(2) この定款又は総会の決議若しくはその他規則に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第 11 条 会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合

は、会員としての資格を喪失するものとする。

(1) 第 6 条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。

(2) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき。

(3) 1 年以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかった場合で、かつ、理事会の承認を得たとき。

2 会員は、前項により資格を失った場合であっても、在会中の義務を履行する義務を負う。

（抛出金品の不返還）

第 12 条 会員が資格を喪失し又は除名された場合であっても、資格喪失又は除名前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

第 4 章 総会

（種別）

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

（構成）

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 総会は、次の各号に掲げる事項に限り決議する。

(1) 入会金、会費の金額

(2) 役員を選任及び解任

(3) 役員報酬等の額

(4) 定款の変更

(5) 事業報告及び貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 会員の除名

(7) 解散

(8) その他総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、2 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由について書面をもって示し、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、正会員に対し、開催の日の 2 週間前までに、開

催の日時及び場所並びに総会の審議事項及びその内容を、書面をもって通知して行う。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 総会の議事は、会議に出席した正会員の議決権の過半数をもって決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決議する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令及びこの定款で別に規定する事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって決議し、又は総会に出席する他の正会員若しくは会長を代理人として議決権の行使を委任することができるものとする。

2 前項の代理決議を行う場合は、委任状を提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する書面決議をし、又は代理決議のための委任状を提出した正会員については、総会の出席者とみなし、議決権の数に算入する。

(議事録の作成等)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選出された 2 人以上が前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事録については、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役員等

(役員の種類)

第 23 条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 27 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 前項第 1 号の理事のうちから次の各号に掲げる役職者を選定する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 専務理事 1 名

3 前項第 1 号の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項第 3 号の専務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により選定し、解職する。
- 3 役員を選任及び選定方法について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(役員職務)

第 25 条 会長はこの法人を代表し、会務を総理するとともに、その執行状況を理事会に報告する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、一般法人法及びこの定款に規定するところにより職務を執行する。
- 5 監事は、一般法人法の定めるところにより、理事の職務の執行を監査する職務を行う。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとし、再任することができる。ただし、任期途中で補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により、退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第 28 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができるものとする。

- 2 顧問及び相談役の資格要件、委嘱等について必要な事項は、理事会の決

議を経て会長が定める。

(役員等の報酬等及び費用の支弁)

第 29 条 役員、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員、顧問及び相談役が職務を行うために要する経費については、費用を支弁することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第 6 章 理事会

(設置)

第 31 条 この法人に、理事会を置く。

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、一般法人法及びこの定款に規定する、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督
- (2) 会長、副会長及び専務理事の選定、解職
- (3) 一般法人法及びこの定款に規定する事項その他会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 3 月ごとに 1 回開催する。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集するものとし、会長が欠けた場合又は会長に事故があった場合にあっては、副会長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、役員に対し、開催日の 1 週間前までに開催の

日時及び場所並びに理事会の審議事項及びその内容を、書面をもって通知する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長は、副会長を指名し、議長を委ねることができる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 第 1 項の決議が可否同数となった場合は、当該議案は否決されたものとみなす。

(議事録の作成)

第 39 条 理事会を開催した場合は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印した上で、理事会開催日から 10 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 委員会

(設置等)

第 40 条 理事会は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認める場合には、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 理事会は、委員会の設置に関して、次の事項を決議しなければならない。

- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会の所掌事務
- (3) 委員となる会員及びその任期
- (4) 委員会の存続期間
- (5) その他必要な事項

3 委員会に第 33 条各号に規定する理事会の権限を委任する旨の理事会の決議は、その効力を有しない。

(教育センター)

第 41 条 この法人に、警備員に対する教養機関として一般社団法人埼玉県警備業協会教育センター（以下「教育センター」という。）を置く。

2 教育センターの運営等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 42 条 この法人に、事務局を置き、事務を処理するために必要な職員を置く。

2 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服装等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 9 章 支 部

(設置等)

第 43 条 この法人に、地域における事業活動を効率的に行うため、理事会の承認を得て、下部組織として支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 10 章 会 計 等

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て定時総会に報告する。

(事業報告及び収支決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 2 か月以内に、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を得た書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項各号に掲げる書類及び監査報告を、主たる事務所に定時総会の日 2 週間前から 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議を得なければ、変更することができない。

(解散等)

第 48 条 この法人は、一般法人法第 148 条各号に掲げる事由が生じた場合に、解散するものとする。ただし、同条第 3 号に規定する事由による解散の場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議を得るものとする。

2 この法人が前項の解散をした場合にあっては、その時にこの法人が保有する残余財産を、総会において、出席正会員の 4 分の 3 以上に当たる多数による決議を得た上で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 12 章 雑 則

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により電子公告することができない場合にあっては、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法により行う。

(その他)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務を執行するために必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長、専務理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会 長 上園俊樹

(2) 専務理事 細田定昭

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。